

令和4年度第3回東北森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年1月25日)

| | | | | |
|---------------|----------|---|---|--|
| 開催日及び場所 | | 令和4年12月20日(火) 東北森林管理局2階大会議室 | | |
| 委員 | | 伊勢 昌弘(弁護士) 河野 隆治(公認会計士) 泉 孝樹(ジャーナリスト) | | |
| 審議対象期間 | | 令和4年 7月 ~ 令和4年 9月 | | |
| 審議対象案件 | | 228件 うち、1者応札案件 68件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件 | | |
| 抽出案件 | | 29件 うち、1者応札案件 8件 (抽出率 13%) (抽出率 12%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 5件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 工事希望型競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | その他の指名競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | 随意契約 | 2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | 業務 | 一般競争 | 3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 簡易公募型競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | その他の指名競争 | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 簡易公募型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | | | 標準型プロポーザル | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | その他の随意契約 | | 5件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | 抽出案件内訳 | 物品・役務等 | 一般競争 | 10件 うち、1者応札案件 7件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| 指名競争 | | | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| 随意契約(企画競争・公募) | | | 0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| 随意契約(その他) | | | 4件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| (特記事項) | | | | |

| | 意見・質問 | 回答等 |
|----------------------|---|--|
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | ○調査・設計業務について5者以上の入札が多かった背景や要因は何か分かれば伺いたい。 | ○災害復旧の影響も受けていると思われるが、詳細は確認してお答えしたい。 |
| | ○抽出No.134の3Dレーザスキャナとは、どういったもので何ができるのか。 | ○レーザ照射により木の形状などを読み取り、直径などを計測できる機械であり、収穫調査の省力化が期待できる。 |
| | ○抽出No.134はなぜ1者入札で、99.8%という高い落札率だったのか。 | ○機械を製造しているのは限られた業者であり、製造元と取引がある業者は複数いるものの、少ないのが要因と推測される。 |
| | ○抽出No.28の緊急応急工事について、金額の上限や基準はあるのか。 | ○金額の上限はないが、作業種・工法の基準はある。 |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 令和4年度第2四半期について、おおむね適正に行われていたものと判断する。 | |
| [これらに対し部局長が講じた措置] | 特になし | |

事務局：企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。